

大阪市告示第450号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、令和7年度大阪市一般廃棄物処理実施計画を別紙のとおり定めたので、大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例（平成5年大阪市条例第4号）第14条の規定に基づき告示する。

令和7年3月28日

大阪市長 横山英幸
（環境局事業部家庭ごみ減量課）